

令和5年7月11日

(令和6年2月1日一部修正)

富士宮市立北山小学校における「教職員の不祥事根絶基本方針」

不祥事根絶に向けて令和5年7月現在、静岡県教育委員会が中心となり重点的に取り組んでいるところである。新たに「体罰や不適切な言動に焦点を当てたガイドライン」を年内に策定したうえで、そのエッセンスをまとめた「リーフレット」を作成し、年度内に公表、教員や児童生徒のみならず、保護者や県民等、学校内外に広く周知する計画がある。そのガイドラインに先駆け、北山小学校の不祥事根絶に向けた取組と不祥事が起きた場合の対処の流れを明確に設定する。

1 不祥事根絶に向けた取組

(1) 不祥事根絶研修

毎月、職員会議で教頭が不祥事根絶研修を実施する。県教育委員会が発行する「コンプライアンス通信」を活用し、小グループで不祥事の事例を、反面教師として語り合う。なお、配付した資料は、それぞれの教員がコンプライアンスファイルに綴じていく。

(2) 体罰・セクハラ調査

毎年、2月に児童生徒と保護者に体罰・セクハラアンケートを実施している。実施方法は、アンケートを配付して回収するまで、担任以外の教職員がそれぞれ担当するようにして、記入しやすい環境を整えている。記入があった場合は、教頭が話を詳しく聞くことになっている。保護者からは、封筒に入れて提出するようお願いして、担任は読まずに教頭が開封する。事実があった場合には、管理職による指導と、被害家庭への謝罪をすることになっている。

年度末の調査だけでは改善につながらないので、1学期末、2学期末の学校評価にオンラインで投稿できるようにする。この投稿は、担任は見ることができないので、匿名性を保つことができる。

(3) 登校時・下校時の子供の表情を観察

毎朝、登校する子供たちを玄関前で、教室で声を掛けながら迎える。また、下校時にも見送りに出る。そして、子供たちの表情から、問題の早期発見に努める。

(4) 人権感覚チェック

教師の人権感覚を鋭敏な状態に保つために、定期的に次人権感覚チェックシートへの記入を実施する。このチェック項目を一つずつ読んでいくたびに、現在の自分の言動を振り返ることができる。

2 教職員の不祥事への対応

教職員の不祥事が発生した場合は、次の(1)(2)のように対応していく。

(1) 児童生徒に関わる事案

□ 相談窓口

教職員に問題がある場合には教頭に相談してください。

男性に話しづらい内容は、女性教員がお話をうかがいます。

□ 管理職による指導

相談員が、管理職へ報告し、管理職が直接指導します。

事実確認が難航した場合や、重大事態に該当する場合は、校内コンプライアンス委員会を立ち上げ、組織的に解決にあたります。また、緊急の場合は、すぐにコンプライアンス委員会を招集します。

・校長は、富士宮市教育委員会へ報告をします。

→市教育委員会から静岡県教育委員会 ※1へ

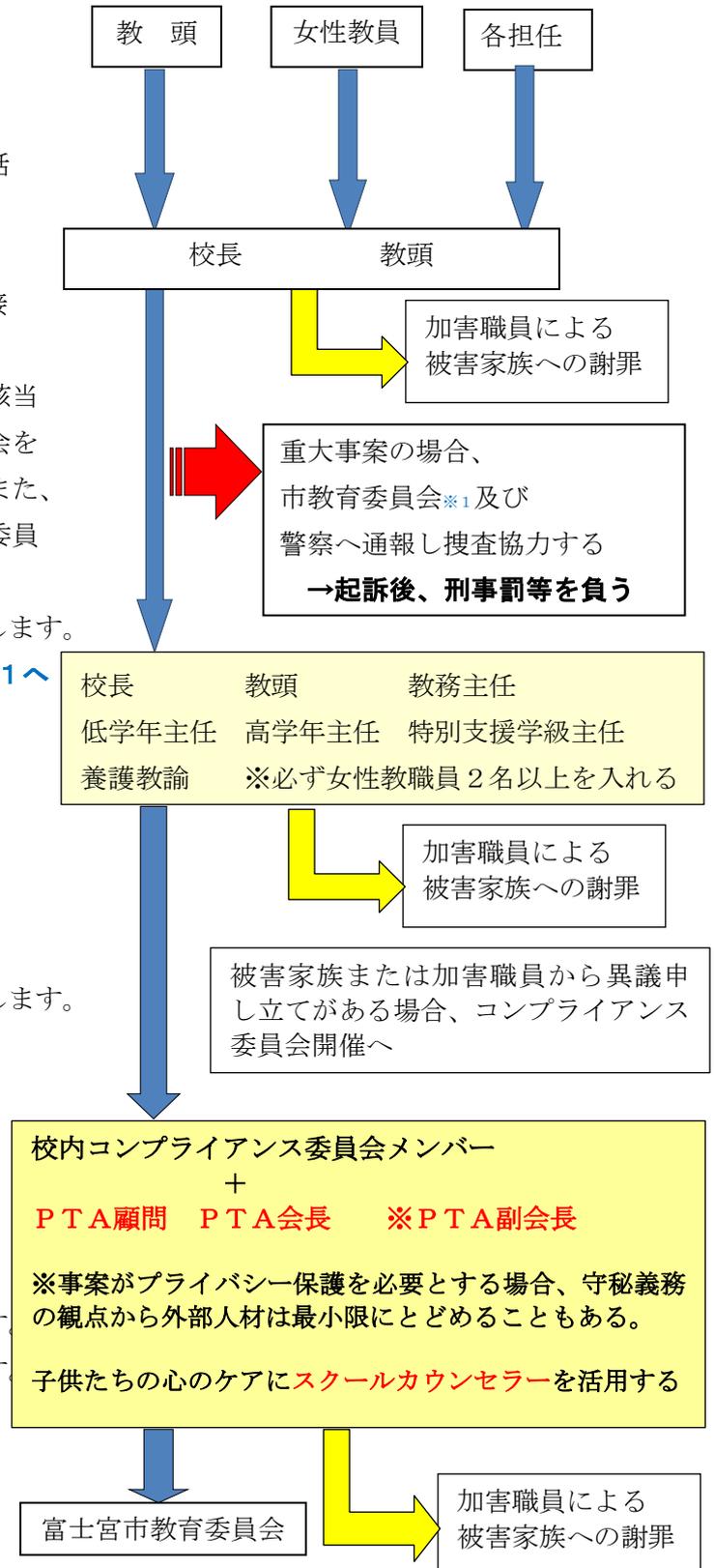
□ 校内コンプライアンス委員会

- ・相談員から報告を受けます。
- ・不祥事の実事を組織で確認調査します。
- ・加害職員から聴取及び指導をします。
- ・今後の対応策を検討します。
- ・再発防止に向けた対策を検討します。
- ・コンプライアンス委員会招集の判断をします。
- ・職員会議で全職員に情報を共有します。

□ コンプライアンス委員会

- ・外部人材からも情報収集をします。
- ・加害職員から聴取及び指導をします。
- ・被害児童・家族の意向を確認します。
- ・学校の被害児童への対応策を提案します。
- ・保護者説明会の開催の是非を検討します。
- ・再発防止に向けた対策を検討します。

※加害職員を担当から外した場合、校内の職員で対応します。



□ **保護者会**

プライバシーの保護に留意しながら、
事件の概要及び原因と結果を説明します。

保護者会の開催

※ 1 **教育委員会報告後、行政処分対象事案になる場合**

- **市教育委員会** 事情聴取 及び 加害職員・校長への厳重指導
- **県教育委員会** 事情聴取 及び 加害職員・校長への厳重指導
- **第三者調査委員会** 事情聴取 処分の妥当性を判断
- **県教育委員会** 行政処分決定（県懲戒処分の基準による）

(2) **直接、児童生徒に関わらない事案**

□ **事実発覚**

一般サービス関係・公金取扱いなどに関する問題
職場内ハラスメントやその他の非行行為など
が発覚した場合は、遅滞なく管理職に報告する。

□ **管理職による指導**

管理職が直接該当職員を指導します。
校長は不祥事を富士宮市教育委員会に報告します。

□ **職員会議**

全職員で不祥事発生情報を共有します。
なぜ、事件や事故を防ぐことができなかったのか
問題点を考え合い、再発防止に向けて取り組みます。

■ **富士宮市教育委員会**

事情聴取 及び 加害職員・校長への厳重指導

■ **静岡県教育委員会**

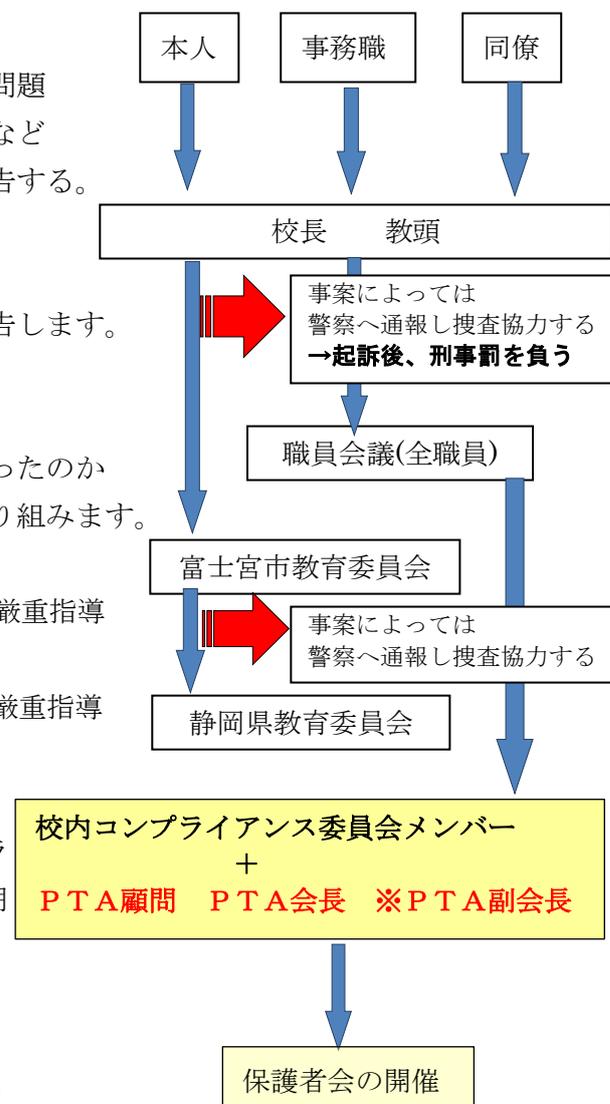
事情聴取 及び 加害職員・校長への厳重指導
処分決定

□ **コンプライアンス委員会**

重大事件として認定された場合は、コンプライアンス委員会を招集して、保護者への説明会を準備します。

□ **保護者会**

プライバシーの保護に留意しながら、事件の
概要及び原因と結果を説明し、責任を果たします。



3 ハラスメントを予防する指導のポイント

1 問題行動（ミス）の改善を促す言動を。

叱るべきは相手の問題行動です。問題行動から人格へと発展させずに行動に焦点を当てた言動を意識しましょう。尊厳を傷つけないよう心がけ、カッとなったら6秒待ったり、いったん離れて怒りのピークが過ぎるのを待ったりしましょう。

2 暴力行為 / 有形力の行使 / 身体的接触は絶対にしない。

いかなる理由であっても暴力行為は許されません。直接的に人を殴る・蹴るといった「有形力の行使」は、暴力・傷害・脅迫等の刑事責任が問われる可能性があります。身体的な接触は行わないようにします。なお、直接的ではないにせよ、殴るふりをする、机をたたく、椅子を蹴り飛ばすなどの威圧行為も同様に考えてください。

3 人格や名誉を傷つけない。

他の人の前で、厳しい指導・叱責はしてはいけません。また、屈辱感を与えるような言動は避けてください。

4 大声を出さない。粗暴な言葉は使わない。

大声で人を威圧したり、相手に対して粗暴な言葉遣いをしたりすることは、身体的攻撃や精神的な攻撃につながるため注意が必要です。指導の目的は、相手の行動を改善したり、誤った行動を繰り返さないよう未然に防いだりすることです。適切な方法で指導を行いましょう。

5 執拗に繰り返さない。

相手に対し、同じ事を何度も指導し続けたり、執拗に繰り返したりすることはパワハラになり得ます。そうした行動が相当なものかどうかを考え、適切な「頻度」で指導するようにしましょう。

6 長時間の叱責はしない。

長時間の説教やネチネチといつまでも嫌味を言い続けることはパワハラに該当します。指導にあたっては、相手に必要なことをきちんと伝え、理解してもらうことが大切です。適切な「時間」で指導するようにしましょう。

7 私的領域に過度に入り込まない。

相手のプライベートや私的な事柄について過度に指摘したり、助言したりすることは、たとえ悪気がなかったとしても「個の侵害」に該当する場合がありますので注意しましょう。

8 日頃のコミュニケーションと信頼関係を築く努力を。

効果的な指導を行うための一番のポイントは、何よりも日頃からのコミュニケーションをしっかりとって、お互いの信頼関係を築くことです。相手の年齢や立場に関わらず、常に相手を尊重する気持ちで接するように心掛けましょう。

令和4年11月静岡県教育委員会「教職員のためのハラスメント対応ブック」

子供にも、大人と同じ人権がある。教師こそ、人権感覚に敏感であれ。